

# 福山市民病院院内保育施設運営業務委託仕様書（案）

福山市民病院（以下「病院」という。）の院内保育施設（以下「保育施設」という。）運営に係る業務委託は、次のとおり行うものとする。

## 1. 業務名

福山市民病院院内保育施設運営業務

## 2. 業務内容

福山市民病院職員及び看護職員復職支援事業の研修生が養育する乳幼児を対象とした保育施設の運営全般

## 3. 委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2029年（令和11年）3月31日まで  
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

## 4. 委託場所

福山市蔵王町五丁目23番1号 福山市民病院敷地内

## 5. 委託条件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 法令、通知等を遵守し、保育施設運営を実施すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針（令和6年4月10日こ成保第230号）を基本として保育施設運営を実施すること。
- (3) 保育所保育指針（平成29年3月31日付け、厚生労働省告示第117号）を参考に保育施設運営を実施すること。
- (4) 別紙1「福山市民病院院内保育施設保育条件」に従い保育施設運営を実施すること。

## 6. 対象児

福山市民病院職員及び看護職員復職支援事業の研修生が養育する0歳から小学校就学前までの乳幼児とする。

## 7. 収容定員

保育施設の収容定員は30人程度とする。

## 8. 保育日

年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日～日曜日までとする。

ただし、日曜日・土曜日・祝日等で保育対象者がいないときは、休日とすることができる。

## 9. 保育設備

児童福祉施設最低基準等に定める保育所の基準に準ずる。

## 10. 保育方針

児童憲章の理念を日常の保育において実践し、児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

## 11. 保健・安全

- (1) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、児童に年2回の健康診断（費用は保育料に含む。）を実施するものとする。また、月1回避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守する。
- (2) 保育業務従事者の健康管理は受託者が行うものとする。

## 12. 児童の事故への対応

受託者は児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、病院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入しなければならない。

## 13. 帳簿の整理

受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え管理しなければならない。

- (1) 保育台帳
- (2) 保育日誌
- (3) 身体の記録簿
- (4) 入所児の出欠記録簿

## 14. 費用負担の区分

保育施設運営業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

- (1) 病院が負担する費用
  - ①給食に必要な食器・備品料
  - ②施設又は備品の維持管理費用
  - ③その他、病院が負担することが相当と考えられる費用等
- (2) 受託者が負担する費用等

- ①業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ②業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ③業務遂行の必要により使用する電気・水道等の光熱水費及び通信費
- ④日常業務に必要な消耗品及び保育材料費
- ⑤損害保険料
- ⑥業務遂行の必要により使用する複写機の設置及び使用に係る費用
- ⑦その他、「病院が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

## 15. 指示事項

### (1) 遵守事項

受託者は、業務の実施に当たり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき次の事項を遵守しなければならない。

- ①病院の指示に誠意をもって対応すること。
- ②常に業務改善のため研究、努力を行うこと。
- ③受託者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- ④省資源・省エネルギーに努めること。
- ⑤衛生管理及び災害防止に努めること。
- ⑥清掃美化及び安全管理に努めること。

### (2) 責任者の選任

受託者は、業務の実施にあたり、配置した業務従事者の中から業務責任者正副各1名を定め、病院に届けること。

### (3) 業務従事者の名簿

受託者は、業務従事者名簿（担当業務・名前・年齢・住所を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して、病院に提出すること。なお、異動があった場合も同様とする。

### (4) 火気取締り

受託者は、保育施設の火気取締りについては、火気取締責任者を定め、遺漏のないよう措置すること。

### (5) 報告

受託者は、毎日保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業報告等により運営状況を病院に報告すること。

## 16. その他

本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議し定めるものとする。

以上

## 福山市民病院院内保育施設保育条件

福山市民病院院内保育施設（以下、「保育施設」という。）の運営については、本保育条件に基づき行うものとする。

### 1. 保育内容

#### (1) 保育日

年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から日曜日までとする。

ただし、日曜日、土曜日、祝日等にあっても、保育対象者がいないときは、休日とすることができる。

#### (2) 保育時間

①基準保育時間は、7時30分から19時30分までとする。

なお、定員に余裕があるときは、基準保育時間帯において、半日、一日単位の受入をする。また、延長保育は21時までとする。

②準夜及び深夜帯の勤務者に対応するため、週2回を目安として24時間保育を実施する。

準夜帯の保育時間：15時30分から2時30分まで（勤務時間帯 16:30～1:15）

深夜帯の保育時間：23時30分から10時30分まで（勤務時間帯 0:30～9:15）

③昼 食：原則保護者による弁当準備とするが、希望により基準保育時間帯の昼食については受託者で準備する。その場合の昼食は別途料金とする。

④おやつ：おやつについては、別途料金とし、受託者で準備する。

### 2. 保育に従事する職員

(1) 保育に従事する職員数は、保育児数・年齢に応じて児童福祉施設最低基準を原則とし、当該年度4月1日時点での学年基準での配置とする。

(2) 保育に従事する職員数は、保育児数に応じて適宜増減すること。

### 3. 情報公開及び調査等

保育者及び病院等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。

## 4. その他

## 業務負担区分一覧

No	事 項	受託者	病院	保護者
1	入所案内等の作成		○	
2	入退所手続き、申込先	○		
3	保育日時予定表作成			○
4	上記「3」の提出先	○		
5	保育日時【変更、休み、延長保育等】の連絡先	○		
6	名簿管理等	○		
7	保護者会の開催等	○		
8	保育料の計算、集計		○	
9	保育料の徴収		○	
10	給食・おやつ	○		
11	乳幼児の賠償責任保険への加入	○		
12	保育材料・教材・行事等にかかる事業費等	○		
13	ミルク			○
14	おむつ・着替え・布団・毛布・タオルケット バスタオル・汚れ物入れ等			○
15	予備のミルク・おむつ・救急用具・ごみ袋・トイ レットペーパー等	○		
16	保育施設の修繕		○	
17	光熱水費及び通信費の負担	○		
18	複写機の設置及び費用負担	○		